

受付番号	審査番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
		種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
									公共事業としての必要性・投資効果	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易				
33	東-120	道路	小浜綾部線	綾部市十倉名畑町	転落防止柵の取り替え	無	○		○	○	○	○	○	○	○	◎	技術審査結果を支持	
194	東-121	道路	小倉西舞鶴線	舞鶴市南田辺	高欄修繕	無	○		○	○	○	○	○	○	○	◎	技術審査結果を支持	
249	東-122	道路	余部下舞鶴港線	舞鶴市魚屋	ガードレールの再塗装	無	○		○	○	○	○	○	○	○	◎	技術審査結果を支持	
250	東-123	道路	西舞鶴停車場線	舞鶴市引土	中央分離帯の植栽整備	無	○		○	○	○	○	○	○	○	△	技術審査結果を支持	
91	東-124	道路	高浜舞鶴線	舞鶴市字登尾	フェンス設置	無	○		○	○	○	○	○	○	○	△	技術審査結果を支持	
261	東-125	河川・砂防	伊佐津川	舞鶴市魚屋	ゴミの撤去	無	×	①京都府以外が管理する施設								×	技術審査結果を支持	漁港区域別途対応済み
263	東-126	河川・砂防	犀川	綾部市豊里町	防草シートの設置	無	×	④景観の向上につながらないもの								×	技術審査結果を支持	防草シートの設置は景観整備にはならない

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①京都府の建設交通部、教育委員会、警察本部以外が管理する施設施設に関する工事
- ②特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ③道路改良工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ④景観の向上につながらないもの
施設の形状やデザイン等を変更するもの
効果が一時的なものや不法に投棄・占拠された物などの撤去

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

◆【技術審査結果】

- ◎:実施決定(採択)
- :一部実施決定(採択)
- △:他事業実施(不採択)
- ×:実施しない(不採択)